

○ むつ市まちづくり活動応援補助金 Q&A

目次

1	申請について.....	2
1.1	誰が申請できますか	2
1.2	団体の人数を3人以上としているのはなぜですか	2
1.3	申請するときは何を用意すればいいですか	2
1.4	申請前の相談は必要ですか	2
2	補助金について	3
2.1	補助金の額はいくらですか	3
2.2	補助金の決定はどのようにわかりますか.....	3
2.3	補助金の前払いを受けることは可能ですか	3
3	請求について.....	4
3.1	補助金はどのように請求すればよいですか	4
3.2	補助金の申請額より支出が大きくなりそうなとき、増額申請はできますか	4
3.3	期間内に事業が完了しない場合どうなりますか.....	4
4	その他.....	5
4.1	補助金で購入した物品は、事業終了後であれば自由に使用できますか	5
4.2	省エネ家電等を購入して環境への配慮を行いたいのですが、補助対象となりますか?.....	5
4.3	補助金の交付が決定した後、事業内容等の変更があった場合手続きは必要ですか	5
4.4	補助金の交付が決定した後、事業を中止（廃止）する場合手続きは必要ですか.....	5
4.5	補助金は申請したら必ず受けることができますか	5
4.6	地域生活拠点とは何ですか	6
4.7	申請から事業完了までの流れを教えてください.....	6

I 申請について

I.1 誰が申請できますか

「市内に住所を有する個人」か「市内に活動拠点を有し、過半数が市内に在住・在勤・在学している3人以上で構成されている団体」が申請できます。

ただし、政治や宗教を目的としている場合は対象となりません。

(補助金要綱第3条)

I.2 団体の人数を3人以上としているのはなぜですか

「過半数が市内に在住・在勤・在学」していることを条件としているためです。

過半数：半分を超える $\neq 1/2$

半 数： $1/2$

I.3 申請するときは何を用意すればいいですか

申請書に次の書類を添付して、むつ市都市整備部都市計画課へ提出してください。

- ・事業提案書
 - ・事業スケジュール
 - ・事業収支予算書
 - ・構成員名簿
 - ・申請者の市町村税の納税証明書※
- HP に様式あり（窓口で配布も可。申請書も同様。）

※納税証明書について、勤労学生控除を受けている方は提出不要ですが学生証等の写しを添付してください。

その他、市長が必要と認める書類の提出を求める場合もあります

(補助金要綱第7条)

I.4 申請前の相談は必要ですか

事業を計画した時点で一度相談にお越しください。

(補助金要綱第6条)

2 補助金について

2.1 補助金の額はいくらですか

以下の表を参考にしてください。

コンパクトシティ推進事業	補助対象経費の3／4以内の額を補助 上限20万円
まちづくりGX事業	補助対象経費の3／4以内の額を補助 上限20万円
景観向上推進事業	補助対象経費の3／4以内の額を補助 上限20万円

表第3（第5条関係）

2.2 補助金の決定はどのようにわかりますか

市から申請者宛に通知を発送します。

不交付となった場合も同様に通知でお知らせします。

（補助金要綱第9条）

2.3 補助金の前払いを受けることは可能ですか

精算払となっているため、前払いはできません。

3 請求について

3.1 補助金はどうのように請求すればよいですか

様式第13号に必要事項を記入し、期日までに請求をしてください。

請求の期日は、【様式第12号 交付額決定通知書】の備考に記載してありますので、確認をお願いします。

(補助金要綱第14条)

3.2 補助金の申請額より支出が大きくなりそうとき、増額申請はできますか

増額の変更申請はできません。

(補助金要綱第8条)

3.3 期間内に事業が完了しない場合どうなりますか

事業を遂行することが困難となった場合、速やかにむつ市都市整備部都市計画課へ報告し、指示を受けてください。

(補助金要綱第8条)

4 その他

4.1 補助金で購入した物品は、事業終了後であれば自由に使用できますか

補助対象事業が完了したあとも、管理者によって適切に管理される必要があります。補助金の交付の目的に従って効率的な運用を図ってください。

併せて、補助金の交付を受けた年度が終了してから5年間は、市長の承認なしに補助金の交付の目的に反した使用、譲渡、交換、貸付け、担保にすることはできません。

(補助金要綱第15条)

4.2 省エネ家電等を購入して環境への配慮を行いたいのですが、補助対象となりますか？

取り外しや移動が容易なものについては補助対象外としています。

4.3 補助金の交付が決定した後、事業内容等の変更があった場合手続きは必要ですか

【様式第6号 むつ市まちづくり活動応援補助金変更承認申請書】を市長に提出してください。(補助金額の増額はできません。)

事業提案書、事業スケジュール、事業収支予算書等を添付してください。

(補助金要綱第8条)

4.4 補助金の交付が決定した後、事業を中止（廃止）する場合手続きは必要ですか

【様式第7号 むつ市まちづくり活動応援補助金中止（廃止）承認申請書】を市長に提出してください。

事業を中止するときは、事業スケジュールを添付してください。

(補助金要綱第8条)

4.5 補助金は申請したら必ず受けることができますか

申請内容を確認し、本補助金の趣旨に合致していると認められる場合に、予算の範囲内において交付の決定がされます。

4.6 地域生活拠点とは何ですか

都市計画区域に含まれていない旧川内町および旧脇野沢村において、各庁舎を中心に半径約1km圏内のエリアを地域生活拠点として、立地適正化計画に定める予定です。

よって、地域生活拠点での事業は立地適正化計画の変更後となります。

エリアの詳細については、都市計画課へお問合せください。

4.7 申請から事業完了までの流れを教えてください

以下のフローを参考にしてください。

